

業界初  
フロントガラス  
保険

フロントガラス破損補償保険

あんしん保障で、  
あんしんドライブ

# フロントガラス保険

ご存知ですか？フロントガラスの破損って意外に多いんですよ…

- 車両保険に加入していない
- 車両保険は使いたくない

そんな貴方のために…



## ポイント①

フロントガラスの破損に特化した保険です。  
車両保険に比べて割安な保険料です。  
(ただし、フロントガラス以外は補償対象となりませんのでご注意ください)

## ポイント②

自損事故、飛び石による破損、  
台風による破損など、破損原因を問わず補償します。  
(ただし、お客様の故意や、地震等による場合は  
免責となります)

### 補償内容

**フロントガラス破損補償保険** ご契約者が所有する自動車(1契約1被保険自動車)のフロントガラスが偶発の事故によって破損し、修理によって損害が生じたとき、その車種に応じてフロントガラス保険金およびガラス工賃費用保険金を、そのフロントガラス交換費用として補償します。

### 保険金額

保険金額	フロントガラス保険金額(一律)	50,000円～100,000円
	ガラス工賃費用保険金額(実費上限)	30,000円～50,000円
免責金額		なし

※車種により保険金額が異なりますので、お問い合わせください。

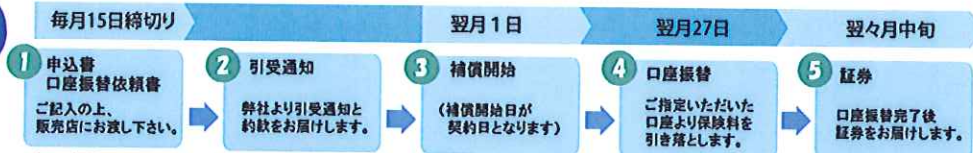
### 保険料(年払)

軽自動車	3,710円～4,500円/年
普通自動車	4,100円～5,220円/年
貨物自動車	5,640円～8,120円/年

※車種により保険料が異なりますので、お問い合わせください。



### お申込手続き



※クレジットカード払いをご希望の際は、別途費用を頂戴致しますのでご連絡下さい。



ロードマインド少額短期保険株式会社

# フロントガラス保険 は、車にも、人(財布)にもやさしい保険です。



こんなご活用方法もあります!.....

中古車販売店のサービスメニューとして



運送会社などのフロントガラス保険として



## 重要事項説明書(抜粋)

<商品の仕組みと保険期間>この保険は、契約者が所有する自動車(1契約当たり1被保険自動車)のフロントガラスが偶発の事故によって破損したときに、その交換費用を補償する商品です。また、保険期間は1年間です。

<補償内容>契約者が所有する自動車(1契約当たり1被保険自動車)のフロントガラスが偶発の事故によって破損し、修理によって損害が生じたとき、フロントガラス保険金およびガラス工賃費用保険金の合計を保険金として支払います。

<契約の更新> 保険契約は契約日から1年後に、更新しない旨の申し出がない限り更新します。

<お引受条件> 初年度登録日から、その日を含めて15年の前日までの被保険自動車であることが条件です。

<保険料に関する事項> 保険料の払込みは、口座振替による年払となります。

<満期返戻金・契約者配当金・解約返戻金> 満期返戻金・契約者配当金はありません。解約返戻金は、保険期間の残存月数に応じて、次の通り計算される額とします。保険料×70%×保険期間の残存月数/12(円未満の端数は四捨五入)

<クーリングオフ> ご契約者様が、保険契約のお申込み日(申込書類の提出日)または本書面を交付された日のいずれか遅い日から起算して8日以内(郵便の消印日で判定)に当社宛に書面によりお申出いただくことにより、保険契約のお申込みの撤回ができます。

<告知義務・通知義務> ご契約者および被保険者には、ご契約時に当社に重要な事項についてお申し出いただく義務(告知義務)があります。申込書の記載事項が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがあります。また、住所、氏名、お車の登録番号や車台番号を変更する場合は、すみやかに当社に通知する必要があります。

<補償の開始> 当社が申込みを承認した場合、申込日が1日から15日までのときは翌月1日、申込日が16日以降のときは翌々月1日を責任開始日とし、第1回保険料が振替えられなかった場合、保険契約は無効となります。

お問い合わせ先

取扱代理店

株式会社 総 商  
川崎市高津区野川3,895  
電話044(788)8521(代)

<保険金をお支払いできない主な場合>

- (1) 契約者、同乗者の故意、過失による場合
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 詐欺または横領
- (4) 損害保険会社の自動車保険またはガラスメーカー等のメーカー補償等により補償される場合
- (5) 被保険自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しよ、さびその他自然の消耗により生じた損害
- (6) 被保険自動車から取りはずされて車上にないフロントガラスに生じた損害

<保険料払込の猶予期間と契約の失効> 2年目以降の保険料については、保険料の払込猶予期間が設けられています。保険料の払込猶予期間は、保険料払込月(毎回の保険料を払い込む必要がある期間、年ごとの契約応当日の属する月の前月1日から末日までをいいます)の翌月初日から末日までです。保険料払込猶予期間に保険料が支払われなかった場合は、保険料払込猶予期間満了日の翌日に保険契約が失効となります。

<契約者保護機構> 本商品は少額短期保険制度であり、保険契約者保護機構制度の対象外のため、保険契約の移転等における資金援助および保険金等のお支払いに係る資金援助はありません。よって、当社が破綻した場合等には、保険金等のお支払いが制限されることがあります。

<個人情報保護> 当社では、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の適切な保護と利用を心掛けております。当該申込書にご記入いただいた個人情報は、ご契約のお引受け、ご継続や維持管理、保険金等のお支払い、各種サービスのご案内など、業務上必要な目的以外で利用することはありません。

なお、個人情報、上記目的の範囲内で当社関連会社と共有します。



ブロードマインド少額短期保険株式会社  
TEL: 03-5447-8367  
〒150-0022  
東京都渋谷区恵比寿南1-5-5 JR恵比寿ビル7階  
URL: <http://www.b-minded.com/insurance>